令和4年度第1回 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

- 1 日時 令和4年5月19日(木)午後2時から午後5時まで
- 2 場所 WEB 会議 (宮城県庁行政庁舎 16 階 1601 会議室)
- 3 出席委員(10名)※オンラインによる出席

石井 慶造 東北大学 名誉教授

伊藤 晶文 東北学院大学 教養学部 教授

内田 美穂 東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授

田口 恵子 東北大学大学院 医学系研究科 准教授

永幡 幸司 福島大学 共生システム理工学類 教授

野口 麻穂子 森林総合研究所 東北支所 主任研究員

平野 勝也 東北大学 災害科学国際研究所 准教授

村田 功 東北大学大学院 環境科学研究科 准教授

山本 和恵 東北文化学園大学 科学技術学部建築環境学科 教授

由井 正敏 一般社団法人 東北地域環境計画研究会 会長

(参考)

傍聴者人数:2名(報道機関:1名)

4 会議経過

(1) 開会 (事務局)

本審査会は13人の常任委員及び1人の専門委員で構成されており、開会時点で常任委員13人中10人の出席のため、環境影響評価条例第51条第2項により、会議が成立することを報告。

県情報公開条例第 19 条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開すること、 うち、個人のプライバシー及び稀少な動植物等の生息・生育に係る情報については、同条例第 8 条及び情報公開法第 5 条に基づき非公開となることを確認。

(2) 挨拶(環境対策課長)

本日は、お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、環境省では、昨年10月31日に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令を施行いたしました。この改正では風力発電の対象規模を引き上げる措置が講じられております。これを受け、本県においても環境影響評価の対象となる規模の見直し等を行い、令和4年10月1日に環境影響評価条例の改正の施行をする予定でございます。

昨年度の審査会におきましては、風力発電事業、バイオマス火力発電事業や太陽光発電事業等の再生可能エネルギー事業に係る案件について御審議をいただいたところであります。今年度におきましては、一昨年度からアセス手続を開始した風力発電事業の準備書の審議を予定している他、新規の再生可能エネルギー事業3件についての審議を予定しております。今年度も審議事項が多く、委員の皆様には過大なご負担をお掛けしてしまいますが、引き続き忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。

本日は、「(仮称)七ヶ宿陸上風力発電事業」の計画段階環境配慮書について、「(仮

称) 稲子峠ウィンドファーム」の環境影響評価準備書についての、計2件、ご審議いただきます。

詳細につきましては、後ほど担当からご説明させていただきますので、委員の皆様におかれましては、環境影響評価制度が円滑に機能するように引き続き専門的・技術的見地に基づく審査をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、ここから議事に入りたいと思います。環境影響評価条例第 51 条第 1 項の規定により、議事につきましては平野会長に議長をお願いしたいと存じます。会長よろしくお願いします。

(3)審查事項

① (仮称) 七ヶ宿陸上風力発電事業 計画段階環境配慮書について (諮問)

<参考人入室>

【平野会長】

次第に従いまして、審査事項の(1)(仮称)七ヶ宿陸上風力発電事業 計画段階環境配慮書 についてです。

まず事務局から説明いただき、引き続き参考人の方からご説明いただければと思います。

【事務局】

資料 1-1, 1-2 について説明。

【参考人】

資料 1-3 について説明。

【平野会長】

それでは、質疑に入りたいと思います。

稀少種に関するお話、稀少種の生息場所の特定に繋がるお話をなさる場合は事前にお申し出ください。傍聴者の方にはご退席いただくことになりますので、よろしくお願いします。

まず、欠席委員からの意見があると思いますが、先に私の方からお話がございます。

配慮書についてですが,実は何年か前からですね,申請ラッシュがあった関係で,1回の審議で,その日の内に答申もやっていたんですが。皆様からのご意見もあってですね,他のものと同じように,一度諮問を受けて議論をし,その後別の審査会の時に,答申をするという方向に改めようと思っております。ただ今後,どのような申請があるかにもよりますので,それ次第でございますが,事務局と相談の上でそういう方式に切り換えてございます。

それでは質疑の方に移りたいと思うんですが、まず、本件、希少種の生息場所の特定に繋がらないような配慮書段階でございますので、公表情報がベースになっているかと思いますが、質問の中でそのようなご質問がある場合は事前にお申し出ください。よろしいですかね。なので、それは後回して最後にまとめてやりたいと思いますので、なければないでいいんですが。

それでは、私の方から大枠の話を質問させていただきたいと思います。配慮書の8ページにですね、一般的なフローが書いてございます。これを見ると前の方に、特に12ページでちょうど自然公園の指定がですね、ぽっかり抜けている場所なので、ここは狙い目かもということを、風況も良いし、自然公園も抜けているし、狙い目かもということで、まずは選定されて、その上で

今回の配慮書で文献調査をされてですね、環境省がアセスメントに求めております、複数代替案の設定、もしくは絞り込みを行うということになっていくんだと思うんですが、今のご説明をお聞きしている限り、とっかかりとして、最初の方の、保安林にはもうばっちりかかってますし、住居も近いという状況が分かりつつ、いろいろ調べてみると、もういろんな網がもうかかっていて、相当厳しいように思うんですけど、ここから絞り込んでいくというおつもりなんですか。どういうふうにその複数代替もしくは絞り込みってのを行うつもりでいらっしゃるのか教えていただければと思います。

【参考人】

基本的には黄色いエリアから、先生が言いましたように、自然公園等を外して、今の範囲に絞り込んだというのがまず一つでございます。それで今回、いろんな保安林をはじめ、厳しい場所が重なっておりますので、それにつきましては、今後いただいた意見等を踏まえまして、方法書段階で事業者と配置等を相談しながら、絞り込んで決定していくというところでございます。

【平野会長】

今のご説明ですと、例えば緑の回廊の真っ只中に立ててもですね、回避・低減措置が取れるというようなお話だったような気がするんですけど、それって本当ですか。回避・低減措置って科学的に有効な措置が取れるんですか。

【参考人】

基本的には関係機関と調整を図りまして、現地調査等を行った上で進めていくことになろうか と思います。

【平野会長】

私が聞いてるのは、ご説明の中で回避・低減が可能であるという評価ばっかりだったんですけど、どういうふうにすれば、回避・低減ができるのか、特に回避について可能性を教えていただきたいんですけど。緑の回廊という生態系のまとまりですね。そこに風車を建てることの影響、その生態系への影響を回避する方法ってあるんですか。技術的に。あれば教えてください。低減する方法はいろんな動植物のターゲットを考えればできる気がするんですけど、この生態システムとして、一切影響与えないってことは可能ですか。風車を建てながら。

【参考人】

基本的には当然、そこに配置はしないというのが一番の解決策とは考えております。

【平野会長】

そうしますと、今回配慮書でこれだけの文献調査いただいてね、ぱっと見ると、本当に問題を小さく、この事業を実施なさろうとすると、今、南北に並んでいる、尾根筋4本が東西に並んでる状況で、東から二つ目、右から二つ目の尾根筋は、いろいろ網を見ても、一番少なさそうな気がしますが、それ以外ってかなり、いろんなことに引っかかってますよね。要は4分の1ぐらいの規模まで絞り込んでいかれるおつもりなのか、どうなのか。そこが結構ポイントになると思いますので、今後の進め方と、これは事業者の方にお聞きしたいんですけど、複数代替案と環境省が指導しているのは、倍半分の世界ですよね。普通に考えて、二つ代替案を用意して、環境にも影響が小さい方を選びましょうと。この場合、配慮書段階で調査いただいた内容を踏まえると、四つの尾根筋の内三つはかなり影響が大きそうなので、一つに絞って軽減措置をとりながら事業実施ってことになると4分の1ですよね。そこまでやると事業採算もとれなくなるような気がす

るんですがそのあたり、今回配慮書の報告をご覧になって、事業者としてどうお考えなのかをまずお聞かせいただければと思います。

【参考人】

回答させていただきます。4分の1っていいますのは事業計画として、さすがに事業採算が怪しいのかなとは感じておりまして、ちょっと厳しい網にかかっているのは自覚してるので、最大限配慮して、配置計画を見直したいなという考えではありますが、事業性がなくなってしまうとやる意味がなくなってしまうので、そのバランスをとりながら、施工方法とか、その辺で工夫をして、なるべく環境に影響がないようなかたちで行いたいとは思っております。元々がこの土地を選んだのはですね。七ヶ宿町に足しげく通いまして、地元の企画者からご提案いただいたような内容がありまして、自治会長とか、町長さんともいろんな協議を重ねてきた結果、いろいろ、林業振興にも繋がると。今、林道も整理されてなかったりとかですね、限界集落の問題もありまして、地元の方と共存して環境と人と共生しながら、良い事をやろうと。地域貢献に繋がればということで、行っております。あくまでも事業採算が取れるようなかたちに持っていってですね、地元のためにもやりたいなと、そういう意気込みでございます。

【平野会長】

すみません、私ばっかりしゃべって申し訳ないんですけど、林業の話が出ましたけれども、植生自然度7だと、ほぼ林業じゃなくて自然植生ですよね、野口先生。ほぼ7以上のエリアだと思うんですね、7、8、9、10 しかない。私の方で説明します。そうなると、今回工事用の通路とか管理用の通路を作っていただいても、それを林道として使っても、林業として使える道にはならない気がするんですが。周りが自然植生ばっかりで。どういうかたちで七ヶ宿が地域振興になるとおっしゃってるのか、説明いただけますか。

【参考人】

森の整備なんかを通して、いろんなことを取り組んでいきたいと。バイオマスなんかもその辺で企画してまして、連動したような、再生エネルギーを以てですね、地域で活用していただきたいと、事業者としてはそう考えております。

【平野会長】

なるほど、要は何らかの周辺関連事業を同時に展開されてますと、そういう企画であるという ふうに理解するところです。

【参考人】

はい。そういったことを練っております。

【平野会長】

はい。分かりました。環境影響評価としては、先ほど申し上げましたように4分の1ぐらいの 規模縮小をしないとかなりシビアな環境影響が残ってしまうような事業になると思いますので、 事業採算を考えると、相当難しい綱渡りをしていかないと、宮城県の環境を犠牲にして御社が儲 かるってことになってしまいますので。ぜひ、そこは慎重に留意しながらいただければと思いま す。

【参考人】

慎重に進めさせていただきます。

【平野会長】

はい。それでは、まずは欠席委員のご意見を。先ほど退室された伊藤委員からご意見があった と聞いておりますが、事務局からご紹介ください。

【事務局】

事務局でございます。伊藤委員より、事前に御意見をいただいておりましたので、代読させていただきます。

重要な地形・地質(配慮書 P. 50-54, 242-244) に関する指摘事項でございます。

事業実施想定区域(以下,事業区域)には河川争奪地形の典型地形である「二井宿峠」が分布しており、さらに事業区域の近くにもう一つ「二井宿峠」が指定されています(配慮書 P.54 および 243)。後者は争奪河川(大滝川支流)と被奪河川(白石川上流)の関係が明瞭に分かる地形が分布しているものの、前者については少なくとも委員には明瞭な河川争奪地形を確認することができませんでした。このことと対照番号(ID)の数値から、前者の修正版としての後者があり、かつ前者が削除されずに残され、二つの「二井宿峠」が指定されているという解釈もできるかもしれません。しかし、国土地理院に問い合わせても明瞭な回答は得られないでしょうから、前者も典型地形として評価対象とする事業者の対応は適切であると思います。なお、評価する場合に特に注意していただきたい範囲は、二つの水系の境界付近の地形であり、具体的には宮城県七ヶ宿町と山形県高畠町の境界付近に相当します。事業区域および風力発電機設置想定範囲の一部が両町の境界付近に相当していることから、当該地域を事業区域から外すことを提案します。やむを得ず事業を行う場合は、地形改変による影響を最低限にするための対策および評価方法について十分にご検討ください。なお、上記の指摘範囲は、図示された「二井宿峠」からは外れていますが、典型地形の位置図はもともと 20 万分の1地図に表現されているものであり、典型地形の範囲について必ずしも厳密に示されていないことを申し添えます。

次に,国土防災関係(配慮書 P.9,16-17,209-229)に関する指摘事項でございます。

配慮書 P.9 の 5. 事業実施想定区域(以下,事業区域)の選定根拠の(6)の文中に,「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は尾根部に位置しておらず,風力発電機設置想定範囲には位置していない」とあります。ここでご注意いただきたい点は,土砂災害警戒区域等(土石流)については,そもそも土石流の氾濫・堆積域が指定されるために尾根部に位置することはなく,尾根部が指定されていないから事業実施に問題がないとはならないということです。土砂災害警戒区域等(土石流)に指定された渓流の流域に対して,事業実施に伴う土砂流入が生じた場合には土石流発生リスク(土砂災害リスク)がより高まることを事業者は十分に意識して事業区域を選定する必要があります。

上記のような観点で国土防災関係の指定状況をみると、今回設定された事業区域およびその周辺で土砂災害警戒区域等(土石流)に指定されている渓流(大沢、シンナ沢、小松沢)の三流域(P218-219)が風力発電機設置想定範囲の一部と重なっています。大沢流域は崩壊土砂流出危険地区で図示されている範囲(P. 222)と同一です。シンナ沢流域は P. 225 で事業区域に図示されている最も南に位置する土石流危険渓流の範囲と同一です。小松沢流域は、P. 226 で風力発電機設置想定範囲の一部に重なる土石流危険渓流の範囲と同一です。宮城県では、他事業においても地方自治体や地域住民から事業実施に伴う山地災害(土砂災害)発生を危惧する意見が多く寄せられていることから、上記の範囲については、風力発電機設置範囲から外すことを提案します。やむを得ず設置等を検討する場合は、影響が当該流域に及ばないように十分な対策を講じてください。

また,事業区域には地すべり地形が分布している (P227-229) ことから,今後風力発電機等の設置位置を具体的に検討する際には,事前に詳細な地形解析等を行った上で,基本的に地すべり

地形を避けることを提案します。

蛇足ですが、P. 214-216、218-220 の図の凡例のうち、「土砂災害警戒区域の後の()内の文字」が誤っていると思われますので、次回以降の文書で適宜修正してください。

【平野会長】

はい。参考人の方、大きく二つですが、返事をいただけたらと思います。事務局はその回答については、伊藤先生に全体のまとめの議論をお伝えすることになると思うので、それで兼ねていただいて構いません。すいません参考人の方お願いします。一つは典型地形の話ですね。いかがでしょう。

【参考人】

はい。典型地形についてはいただいた意見を踏まえまして、今後、事業者と一緒に検討してい きたいと考えております。

【平野会長】

はい。土砂災害の方はいかがでしょう。これは結構重要な指摘でございまして、危険渓流とかになっているところも、例えば上流部ですね。土砂が走りやすいということで、そこが指定されてるわけですが。しかも場所としての指定は堆積する土砂堆積が見られる場所ですよね。要はその上流部側で水みちが変わったりですね、浸透が激しくなるような改変が行われるわけですね。実際、土砂崩れが起こる時に、すごく細い道路がきっかけになってるケースは結構ありますよね。要はそこから浸透しちゃって、そこを地すべりの頭にして、斜面が滑るというようなことが結構起こっておりますので、そういうことを含めてのご意見でございますので、ぜひ慎重に扱っていただけたらと思います。ほんとここ数年土砂災害が激しくてですね、地域住民の方も、宮城県民皆ですけど、結構土砂災害に対して、懸念を皆さん持っておられますので、ソーラーパネルほど影響が大きいとは思っておりませんが、特に管理用道路だとか、工事用道路の線的構造物が影響を与えることが大きいと思います、風車本体よりも。ですので、ぜひそこはご留意いただけたらと思います。よろしいですね。

では先生方、お待たせしました。ご質問、ご意見をいただけたらと思います。由井先生、お願いします。

【由井委員】

はい。本編のページ18に、宮城県の風力発電導入のゾーニングマップがございますね。

【平野会長】

はい。そうですね。完全にねずみ色ですね。

【由井委員】

もうほぼ全部ねずみ色になってますので、先ほど事業者から説明あったように、いろんな網がかかっているので。しかもそれぞれが非常に重要な自然要素なんですよね。住居もありますけどもね。だからここはどう避けても避けきれないと私は思ってますけどもね。まず、緑の回廊の関係で本編ページ85に色々なエリアのゾーニングが重なって書いてありますけども、動物のとこなんですけどもね。これを見ますと、もちろん植生も特に一番東側ブナの天然林が繋がってますけども、それを含めてですね、個々の風力発電の位置は、一番東を除いては、少しその緑の回廊とずれてるようにも見えるんですけれども、この緑の回廊は1996年ごろから、当時の青森営林局が、設定を始めたんですけども、通常幅1から2kmぐらいで、十和田湖から福島県境まで東北

森林管理局の緑の回廊は設定しましたけども、途中でここのように、緑の回廊が抜けてるところは、多分ですけど民有林なんですよね。そういうところはですね、国有林野の幅を広げて巾着袋みたいにして、熊とかですね、鳥とかが、反対側の緑の回廊にたどり着けるように手を広げた形で、傘のようにしてわざわざ広げて設定してるわけですよ。繋がるようにね。

風力の配置図を見てみますと、それを全部遮断するように、風車が配置されますから、これ完 璧に緑の回廊のその機能をね、阻害する以外の何物でもないんで、もうはなからこれは駄目だと 思います。緑の回廊、また国有林の保護林について、国有林の貸付するときのですね、手引きが ありまして、ちょっと飛びますけど、本編ページ268に専門家へのヒアリングというところに要 約して載ってますから、そこを見ていただきたいんですけども、ページ 268、第4の3の4の12 表の枠内下側の鳥類のですね,真ん中よりちょっと上に緑の回廊のことが書いてあります。或い は上から4行目からですね。国有林を貸し出しする場合に、林野庁が公表した「風力発電・地熱 発電に関わる国有林野の貸付等手続きマニュアル」というのが去年の9月30日に出てるんです が、それに基づいて、各案件、開発案件ごとに、森林管理署と事業者は相談して、当面は案件ご とにどのように、このマニュアルをクリアするか、協議するんですけど、いずれ統一的な基準が その内出ます。その見本としての添付資料のトップに、ここの括弧内にある4ポツ目の括弧内の 衝突のリスクを限りなくゼロにするため,風車の設置予定地を営巣地から概ね 15km 以上離すこ とって、これ緑の回廊について、一番トップに、記載されてるんですよ。詳しい営巣地は明かし ませんけど,まさしくこの位置は,半分以上が 15,16 km以内に入ってしまいます。だから何と いっても、回避のしようがないんです。だから本当にここで風車基地を作られる場合は、それを 踏まえてもあらかじめ、配慮書段階で回避すべきだったと本来はそう思います。そこが非常にま ず問題があります。

もう1個,この下の他の会社のね、案件は全部外していて、賢明だったと思うんですけども、すぐ南に別の風車基地の計画、次の審議事項ですね。それは外してるんです。これはもう全くべったり全部遮断して、しかも先ほどのブナ林が入っているのが一番東側とそれから、西から2番目の横の方にブナ林が入ってるんですよね。事業者は先ほど、現地の植生を調べて、天然林等に影響がないように、配置するとおっしゃってましたけども、緑の回廊はですね、実は二次林も人工林も入ってるんです。ただし、その取り扱いはですね、本来の天然林の機能を取り戻すために、二次林・人工林も天然林に復帰するような制御を行うってこう明記されてるんですよ。だから、明記されてるところ、現状は天然林でないから開発していいってことにならないんです。緑の回廊の設定要件からいってですね。だからまるっきり話にならない。そういうことでよく緑の回廊の要件を、その手続きマニュアルをご覧の上ですね、自然条件に照らして、全面的にその回廊は回避するということで進めていただきたいと思いますので、方法書段階である程度絞り込んだ案を出してもらわないと、協議できないと思います。とりあえず以上です。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。私から補足しますと今の由井先生のお話はとても勉強になりまして、この緑の回廊の地面の設定ですね。ここの場所が緑の回廊と設定してるのは国有林にしか設定してないってことですね。

【由井委員】

宮城県はですね、ほとんど国有林だと思います。それで岩手県とか青森県では、国有林だけでは幅が狭いので、民有林の緑の回廊をそれに糊付けするように、左右に貼り付けてやってるとこがあります。宮城県は多分ないと思います。

【平野会長】

要は、山をお持ちの方、民有林の場合地権者のご意向もあって、塗られてなかったりする可能性もあるってことですよね。

【由井委員】

そういうことですね。はい。

【平野会長】

ここは、要は地権者のご意向もあり、国有林野中で少しでも機能担保できるように、広げるようになるべく接点ができるように広げるに設定されていると。裏を返しますと、こういう塗られ方をしているのは、行政的に最大限できることをやっているのであって、環境保全という文脈においては、塗られてないところも塗られてると思って対応していただかないといけないということですよね。先ほど伊藤先生の土砂災害の指摘と一緒でございまして、最近地図でGISですぐに重ね図かけますので、そこの地図に色ついてるところに、事業がない、あるっていうふうにゼロイチで考えるのではなくてですね、その周辺含めて、これ塗られてなくても本当は塗るべきだけれども行政の諸般の事情によって塗られないところってあるわけですよね。そこまで含めてやっぱりきちんと、環境影響としては考えていただきたいということで、そういう意味においてはやはりこの緑の回廊をほぼ、何か塗られてる塗られていないという意味において、東から二つ目の尾根筋が一番大丈夫そうだと申し上げましたけど、これも今の由井先生の説明聞いて思いましたが、完全に緑の回廊を分断する向きに並んでいるので、ここも相当厳しいと考えた方がいいわけですよね。

【由井委員】

そのとおりですね。あとここなんかも民有保安林にも入ってますんでね、ページ 14 にありますけれどもね。森林はですね、木材はね土地所有者がどう処分しても、民有林はいいんでしょうけども、水道保全とかですね。その他の自然生態系全体はいわば国民の共有財産なので、風力発電は大事ですけれども、こういうふうに指定されてるところ、或いはいろんな機能が持ってるところにわざわざ持ってくる必要はないと思うんですよね。

【平野会長】

そうですね。要は緑の回廊そのものも、一番の東北地方の尾根筋のですね、山奥のところに設定されてるわけで、これに対して現在の配慮書段階での事業計画ですと、四重のバリアになってるわけですね。その生態系の移動空間に対して。これはぜひ、ゼロオプションということはいってはいけないのかもしれませんけれども、かなり本質的な影響が大きいということ、事業者の方は理解いただければと思います。何かご回答があれば、この四重のバリアについてどう対応されますか。いかがですか。回答するの難しいんですかね。

【参考人】

ご指摘いただいたことはよく分かりましたので、よく検討します。ここではちょっと回答できないです。

【平野会長】

そうですね。きちんと調べながらやっていきましょうというためのプロセスでもありますので, この情報を踏まえてですね,ぜひ,丁寧な検討いただけたらと思います。

はい。他いかがでございましょう。はい、石井先生どうぞ。

【石井委員】

放射線のことなんですけど、この配慮書の 130 ページの資料が、放射線に対しては対応しなく てもいいっていう判断をなさった根拠でしょうかね。

【平野会長】

これはあれですね。配慮書では評価対象にしないというだけのことかと思うんですけど、これもちろん方法書レベルになったらやっていただけますよね。その確認は私もしたいと思っておりました。

【石井委員】

実はですね、事業者の方に教えておきたかったんですけど、七ヶ宿は、もともとここに書いてある $0.033\,\mu\,\mathrm{Sv/h}$ が、基準なんですね。だからこれより高いところは、放射性セシウムはそこら中にあるっていうことなんです。従って例えば「水と歴史の館」では $0.064\,\mu\,\mathrm{Sv/h}$ になってるんですけど、0.034 はセシウムがあるんだろうということですね。山を越えて宮川小学校に行くと、もっと高いんです。 $0.08\,\mu\,\mathrm{Sv/h}$ とか $0.07\,\mu\,\mathrm{Sv/h}$ で汚染されて。これは現実に汚染された地域なので、役場に行ってこれだけだからいいかとかっていうのと、 $0.2\,\mathrm{vr/d}$ ロシーベルトならいいかっていう、その空間線量の被ばくとは別に、工事をやったときに、汚染土壌があらわになって、それがホットスポットになっていろんな農林振興の方にも影響が出てくるっていうのは、もう分かっていることなので、ちゃんと現場のところをリター層と表面の土、それと約 $1\,\mathrm{vr/d}$ もう分かっていることなので、ちゃんと現場のところをリター層と表面の土、それと約 $1\,\mathrm{vr/d}$ もう分かっていることなので、ちゃんと現場のところをリター層と表面の土、それと約 $1\,\mathrm{vr/d}$ によるのか射能をしっかり測る。実際に我々の鳴子峡でも、事業者の人と行って、周りは低いんですけど、そういうホットスポット的なのが結構あって、工事を行うと、それが散逸したり、環境影響に与える可能性が出てくるので、ぜひこれは、調査する対象にして欲しいと思います。よろしいでしょうかね、事業者の方。

【平野会長】

ぜひ、今後の調査において放射線量の測定を丁寧にやっていただきたいというのと、空間線量を見るとやっぱり通常のバックグラウンドよりやや高い。それはやっぱりセシウムがあるに違いないと。当然ながらそれは土壌に堆積しているものであると。福島第1原子力発電所からの風向きを考えると、有名なプルームとかホットスポットがあったエリアではありませんが、当然、山は全くどこも除染しておりませんので、放射性物質が溜まっておるはずでございます。なので、リター層という落ち葉層のところと、土壌表面、これは石井先生が1センチとおっしゃってますが、要は一番表面しかたまりませんので、そこの部分の調査をきちんと計画に盛り込んでいただけたらと思います。よろしいですかね。

【参考人】

分かりました。

【平野会長】

よろしくお願いします。はい。他いかがでございましょう。はい。永幡先生どうぞ。

【永幡委員】

はい。永幡です。まず騒音のところなんですけれども、500mとか近い住居があるので、これは影響があるっていう評価はもっともなので、距離をとにかくできるだけ離してくださいっていうのがまずお願いです。あともう一つ、騒音というべきなのか、人と自然との触れ合い活動の場と見るべきなのか微妙なところですけれども、これを見ると自然歩道とか、或いはその水芭蕉を

見に行くところとか、一定の静けさが求められるところがあるように見えます。そういう地域において、十分な静けさ、これは環境基準とかそういうようなものを調べるのではなくて、それぞれの場所においての行動との関係で、十分な静けさがあるかどうかっていうことを、方法書の時にちゃんとこういう方法で調査しますよっていうのを提案していただきたいので、その方法書の前に言うとしたら今言うしかないので、この2点を伝えておきたいと思います。以上です。

【平野会長】

よろしいですね。よろしくお願いします。ついでに、この風車の影もですね、集落の周りなんかもう、東側からも南側からも西側も全部風車に、この計画で取り囲まれていて、四六時中シャドーフリッカーの影響を受けるような場所に見えるですね。上下関係と、日照の角度にも依存しますので、はっきりしませんが、そこもぜひ丁寧にやっていただいて。これは相当配置を工夫してもですね、かなりの時間、風車の影が集落に落ちるような気がします。だから、この配置計画を見ただけで、この集落には必ず影響が出てしまうような計画になっているので、そこもぜひご留意ください。四六時中影がぶんぶん自分の地域を通るのってすごく不快なので、よろしくお願いしたいと思います。他いかがでございましょう。野口先生お願いします。

【野口委員】

植物植生について、一番重要なところは、先ほど由井先生にかなりご指摘いただいているんですけれども、それに加えまして、299ページの専門家へのヒアリング結果というところがございますけれども、この専門家の方のご意見にもかなり重要なことがまとめられていると思います。ちょっと重なってしまいますけれども、何点か申し上げます。

まず1点目としては、やはり先ほどもご指摘がありました緑の回廊についてですね。由井先生 が仰ってましたように、緑の回廊はやはり動植物の移動経路として、その森林の連続性を確保す るために設定されているものなので、回廊に指定されている場所はもちろん、その間も含めて、 その回廊の効果が確保できるようにもする必要がございますので、例えば回廊の間に、新しく道 を入れるとか、そういったことは、避けていただくようにお願いしたいところです。だから4本 の設置想定範囲がある中の、それらの比較的南の方については、緑の回廊の幅からはちょっと外 れるようなところがあるかもしれないですけれど、特に一番東側ですね、図でいうと右側の想定 範囲の列については,一番南の端の緑の回廊から外れてる部分についても,ちょっと衛星写真な どを拝見したところ,人工林になっている部分もあるんですけれど,その人工林の間に保存的に 天然林を残す部分があるんですね。尾根がそこに当たっているので, 風車を設置するとなると, 尾根に建てられるでしょうから、そこの人工林の間の回廊のようになっている天然林を伐ってし まうことにおそらくなると思います。一番東側のエリアに関しては,緑の回廊に指定されてない, 緑の回廊の側から外れたその部分も含めて、非常にいい状態の天然林が残っているように、一般 に公開されてる衛星写真から見受けられますので、ここ自体はもう全部(事業区域から)外して いただくようにしていただきたいと、植生の観点からも考えております。297ページを見ると、 植生自然度の9のところが、非常に広く広がっていて、その部分は、衛星写真に写った樹木の樹 冠が大きいことから、長いこと撹乱を受けていない「老齢林」である可能性が高く、保全の重要 度が高い場所と考えられます。

【平野会長】

聞こえてませんかね、参考人の方に。

【参考人】

すみません。はい。聞こえております。重要な意見だなというふうに認識しておりますので,

また業者者の方と相談して、検討していきたいと思います。

【平野会長】

そうですね、文献調査をベースにとられますので、ぜひもう少し詳しくですね、野口先生みたいなプロだと、航空写真からも随分読み取れると思いますし、現地に入ればもっと主体なことがわかると思いますので、状況をよく把握いただいて、お考えいただければと思います。はい、事務局どうぞ。

【事務局】

すみません。音声が一時途切れておりまして、野口先生の297ページで、東側の配置のところで植生自然度が9であるっておっしゃっていた以降の部分で、音声が聞こえてなかったんですが皆さんには聞こえておりましたでしょうか。

【平野会長】

こちらは聞こえていましたよ。

【野口委員】

そうでしたか。大体話終わっていたかと。

【事務局】

申し訳ございませんが、記録として残せていないかもしれなかったので確認したかった次第で す。失礼いたしました。

【平野会長】

では、もし議事録の確認したときに野口先生のご発言が、尻切れトンボで何かかっこ悪くなったら加筆いただいてお返しいただければ。

【野口委員】

分かりました。

【平野会長】

僕は297ページで言い出してからはあんまり、あの話は深まってなかったような気がするので、 大丈夫な気がします。はい。続いて。

【野口委員】

また 299 ページの専門家の方のご意見に戻りますけれども、そうですね、緑の回廊がかかってないところについても、北側の方の植生自然度が高そうであるとか、全体、縮小する方向で見直していただきたいということが書いてありますけど、それは今まで申し上げてきたこととも基本重なると思います。またハンノキ、ヤナギ、ヨシ群落などの湿地植生や渓畔林の調査と影響の回避をきちんと行うこと。それから風穴がある可能性があるので、その存在の確認と、もしあるなら影響の回避を確実に行うこと。累積影響の評価を行うことなども重要な点だと思いますので、ぜひこの方のご意見もきちんと参考にしていただいて、進めていただきたいと思います。

【平野会長】

よろしいですかね。参考人の方々。ぜひ、丁寧な調査をよろしくお願いしたいと思います。他

いかがでございましょう。これぐらいですかね。

景観の話を1つだけしておきます。景観の方でですね。321ページをご覧ください。これを見 ると、公民館からの視野角、見込角がものすごく大きいので、ちょっと気にはしております。も う1つなんですが,318ページに書いてございますが,これやむを得ないことはわかっておるん ですが、風車の景観評価で垂直見込角、もしくは視野角と言いますけれども、見えの大きさです ね、何度なのかっていうので、送電鉄塔の基準を引用されるケースが非常に多いんですね。風車 の基準がございませんので、その基準を用いるのは仕方がないんですが、風車の方がかなり目立 ちますので、評価をなさるときに風車の基準を用いるときは、過小評価をしていると。だから、 環境影響で過小評価っていうのは、実は致命的な指標なんですが、過大評価するという指標であ ることが分かっていれば、過大評価した指標でも大丈夫なように配慮しますですとか、対策をと りまして可能なんですが、景観に関してはこの送電鉄塔の基準使う限りは確実に過小評価になり ますので,影響をより小さく見積もってしまう。なので,321 ページの可視領域図もですね,送 電鉄塔だと、1度未満はほぼ気にならないということが書いてあるので、見えの大きさが1度で 切って可視領域すら記入してませんよね。これは、送電鉄塔の基準を使うと過小評価になるって いう特性を全く理解しないで、送電鉄塔と全く同じである扱いをしてしまっているので、これは ぜひ改善してください。1度を下回っていても、気になって見える可能性がございます。なぜな ら風車動くからです。人間動くものに目がいってしまう特性がございますので、その辺の基準を 本当は環境省あたりが作るべきなんですが、基準がございません。だから過小評価の基準を使う ことはやむなしなんですが,過小評価をしてしまう基準を使っていることをちゃんと理解した上 で使っていただければと思います。

【参考人】

承知いたしました。

【平野会長】

はい。他いかがでございましょう。由井先生の鳥類の話は非公開でやりますか。それとも、オープンで。ごめんなさい。その前に石井先生が手を挙げてらっしゃるので、はい、石井先生。

【石井委員】

ちょっとお聞きしたかったのは、専門家へのヒアリング結果概要が書いてあって、これをよく 読むと、かなり厳しい計画だなっていうのは、専門家はちゃんと書いているんですね。これに対 して、どう答えるのかが、今後、事業者としては。自分たちが得られた、専門家からのヒアリン グ内容なので、これを重視して欲しいんですよね。そうすると、かなり厳しいっていうことは、 この専門家はあえて言うならば、無理なんじゃないかっていうことさえも、読み取られるような 表現をしているんですね。そこら辺をしっかりと、この専門家の意見を非常に大事に対応しても らいたいと思いますね。配慮書には彼らのことに対して対応ということしか、書いてないんです。 検討するぐらいしか書いていない。受け取って、どう検討するかっていうのが、これからだと思 うんですけど、かなり厳しい内容もここに書いてあって、次の図書でこれがみんな消えてしまう ようなことにならないようにして欲しいなと思います。以上です。

【平野会長】

はい。すごく大事なご指摘なんですが、逆に言うとですね、そのための配慮書だという気もするんですよね。真摯に言われた厳しいご指摘もきちんとこういう配慮書に掲載して、我々にも示してくださってるのは非常に美しい姿だと思っておりますので、そういう事業者姿勢だと理解しておりますので、ぜひ、こういうご意見を踏まえた形でどう絞り込んでいくのかっていうことを、

丁寧に議論を進めていっていただければと思います。冷静に考えるとゼロオプションしかないん じゃないのって気もしちゃうんですが、でもその辺も踏まえてですね、議論なさる皆さんのよう な気がしておりますので、ぜひ、慎重かつ丁寧な調査検討をしていただければと思います。よろ しいですね事業者の皆さん。

由井先生、鳥類の話があまり出ておりませんけれども。

【由井委員】

はい。先ほど論議もありましたけど、ここは野鳥の生息地として優れたIBAとKBAに指定されておりますので、その指定要件ですね、中身が何かというのが記載されてないので、事業者はそれを調べて、それをターゲットとした調査が必要だというのが一つですね。もう一つは、猛禽類については、最近、次の案件でも出てきますけども、渡りの猛禽のルートとしてはメインのルートは、どうもこの辺にはなさそうだけど、飛んでることは飛んでます。だからいずれ調べなきゃいけない。あと問題は、イヌワシとクマタカですけど、クマタカはもう最近はかなり深い森林であればどこにでもいるという状態ですので必ずいると思います。それでセンシティビティマップという本編に載っているのでAの3ランクになっているわけですね。あとイヌワシについてはここでは申し上げられないので、本拠地は多分山形県側にあると思いますけど、山形県側の有識者にヒアリングを行って対応する必要があると思います。以上です。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。関連で申し上げますと、実はこの後の審議の対象になっておりますが、稲子峠への風力発電事業との累積影響を考えますと、猛禽類の行動範囲が稲子峠だけだとそうでもないけど、この谷筋挟んで反対側に、風力発電施設ができてしまうと、かなりの広範囲で猛禽類が動きにくい場所ができてしまうという、累積的影響がかなり広大なるというか強力になってしまうという可能性があるような気がしてるんですが、まず由井先生、そういう理解でよろしいんですか。

【由井委員】

結局まだ、この辺はあまり誰も調べていないので、それにこの県境の方は調べていませんから、 出てきたデータで次の稲子峠の案件との累積影響を後発事業者が自ら分析する必要があるという ことですね。

【平野会長】

はい。この累積計画を考えると、特に鳥類への大きな影響が懸念されますので、方法書段階までにそれをどういうふうに累積影響として評価するのかまで含めてですね、検討を深めていただけたらと思います。はい。ありがとうございます。他いかがでございましょう。よろしいですかね。はい。では、ちょっと長引きましたが、このあたりで、質疑の方を終了したいと思います。参考人の方々、長々とありがとうございました。ご退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。

ここで10分ほど休憩にします。

<参考人退席>

② (仮称) 稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価準備書について (諮問)

<参考人入室>

【平野会長】

それでは審査を再開します。

次第に従いまして、審査事項の(2)(仮称)稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価準備書 についてです。

まず事務局から説明いただき、引き続き参考人の方からご説明いただければと思います。

【事務局】

資料 2-1 から資料 2-2 について説明。

【参考人】

資料 2-3 について説明。

【平野会長】

はい、ありがとうございます。まずは事務局、欠席の委員からの御意見はありますか。

【事務局】

事務局でございます。伊藤委員と太田委員のお二人から御意見をいただいておりますので、順番に代読させていただきます。まず、伊藤委員からの御意見を代読させていただきます。

国土防災関係(準備書 P. 207-212) に関する指摘事項でございます。

①事業区域の北部に位置する土砂災害特別警戒区域等(土石流)に指定されている渓流(坂の下沢)(準備書 P. 211 参照)の流域に対して影響を及ぼす可能性のある風力発電設備および取付道路等の附帯設備(T17 および関連道路等)が存在します。今回事業者が配布した参考資料にもあるように、役場および町民も事業実施に伴い土砂災害リスクが高まることを懸念していることから、これらの設備の設置を避けることを提案します。やむを得ず設置等を行う場合は、影響が当該流域に及ばないように十分な対策を講じてください。

②事業区域には多くの地すべり地形が存在しています(準備書 P. 212)。航空レーザーデータを用いた地すべり地形判読図と現地踏査により、地すべりリスクを低減できる風力発電機の配置を行ったようですが、例えば今回の配置計画で、移動体の上に風力発電設備等の設置を予定している場合には、事前に地盤の安定解析等を行い、十分に安全側での評価が得られる構造や配置又は位置・規模となるよう、ご検討ください。

【平野会長】

はい、今の伊藤先生のご意見はいかがでしょう。地すべり地形のところで風車を建てるときはもう杭基礎を打たれて、周りが滑っても風車は倒れないっていうふうに多分設計されると思うので、そこは僕は心配していないんですが、今回、随分、計画を変更いただいて、環境影響が小さくなるようにご配慮いただいてるのはよく分かるんですが、一つの沢、もしくはほぼ二つの沢周辺に全部計画が集まってございまして、要は、皆さんの事業によって、管理用の道路なんかも特定の尾根筋に、この二つの枝分かれしたY字の沢に全部流れていく部分の改変になると思うので、場所によっては、尾根の反対側にするとかですね、ちょっと水みちがどうなるかっていうのを理解しながら、詳細をさらに、今回詳細の図面を見せていただいておりますけれども詰めていただければと思います。ちょっとこのままで大丈夫なのかどうか、自信が持てない、特に土砂防災、土砂災害に関してはその辺も含めてちょっとご検討いただければと思います。

【参考人】

先生のおっしゃる通りだと思います。いろんなところで計画を、いろんなことを配慮しながら、計画が小さくなっていったもののやはりおっしゃる通り沢への、影響っていうのは、出るのではないかなというふうには思っておりますが、いろんな形で、一カ所に水をためないように部分排水を検討したとか、沢自体はその沢に流れていくんだろうなっていうのは、この沢が福島県と宮城県側の沢にそれぞれ流れていって、最終的には両方ともダムの中に入っていく。この部分については、ちゃんと流れる水の量っていうのをしっかり把握した上で、おそらく河川が狭いところが、水が溢れてしまうような計画になってしまうと思います。そこの河川の調査もしっかり行った上で、我々が今後改変を行うことによって発生する水の量っていうのをしっかり把握した上で、河川にそういう影響が出ないようにしていくっていうのが、考えているところでございます。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。水のことも大事なんですけど、私が申し上げているのは地すべりの方ですね。管理用の通路などを作って、水がその斜面に、今まで入らなかったところから水が入ってですね、そこを頭にして土石流のきっかけになって、そこから地面が滑ると、小規模な地すべりを複数箇所起こすと全部同じ沢に集まりますので、御社の事業区域の場合、結構、被害が甚大になる可能性もゼロではないっていうことが懸念されますので、風車本体は全然問題ないと思うんですが、点的な設備でございますので、特に管理用の道路を造成される時の水の始末の仕方ですね。安易に今まで入っていかなかったところに水が入っていくようにすると、御社の道路をきっかけに、地すべりが起こりますので、それが数ヶ所小さな規模のものが起こっても、集まってしまう地形特性っていう配置計画になってございますのでご留意いただければと思います。

【参考人】

承知いたしました。いただいたご意見を設計会社にしっかり反映して、こういうふうにならないようにいたします。

【平野会長】

その他の話はぜひ,工夫いただいたことをですね,地元の方々もご心配だと思いますので,ご 要望があったというお話でしたので,任意の説明会ででもですね,丁寧にお伝えいただければと 思います。

【参考人】

承知いたしました。

【平野会長】

はい。続きまして太田先生からいただいているご意見をご紹介ください。

【事務局】

事務局でございます。太田委員からの御意見を代読させていただきます。

事業者からヒアリングを受けた際の私の意見が、p. 334 に載っています。懸念事項はそこに書いてある通りなのですが、関係するところを準備書でざっと見てみると、P34-35 などにある沈砂池やそこからの排水方向が、必ずしも私の心配を払拭するようにはなっていないようです。例えば、沈砂池 A13、A14 などは、ヤードの部分の等高線が塗りつぶされていて元の地形がわからないものの、谷の状況を見ると、もともと半分くらいの水は南側に落ちていたのをすべて北側の谷に流す形になっているように読めます。また、事後調査についても、沈砂池の滞水状況、滞水するようであれば、新規に水辺の動植物が定着するかどうかのモニタリングが必要だと考えてい

ます。個別の種に対する配慮については、どうしようもない部分がありますので、差し控えますが、影響予測の表の中に「樹林環境の改変率は3.83%に抑えることから、改変による影響は小さいものと予測する」という文章がたびたび出てきます。しかし、この数字は分母の取り方によって、どうにでもなる数字で生物に対する影響を議論するには曖昧すぎる根拠です。10 倍広い範

囲を分母にすれば、0.38%になるだけの数字です。行動範囲の狭い生物にとっては、広い範囲を 考慮しても無意味です。したがって、安易に影響は少ないと予測するには間違いだと思います。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。これに関していかがでしょうか、参考人の方々。

【参考人】

先ほどご回答した内容と近いところになってしまうんですけども、この沈砂池 A13、A14 のところに関しては、やはりご指摘の通り、北側の沢に水が流れるような計画をしています。沢筋を変えない、沢水というか流れる水の方向をなるべく変えないでもらいたいっていうことの先生のご意見だったんじゃないかなというふうには思っているんですけども、これを南側の方に流せるかとか西側の方に流せるかっていうのは、図面上では分かりにくいですね。今のところは、北側の方に水を流す計画になっているっていうところでございます。これが一点目です。

【平野会長】

はい。続けてください。

【参考人】

続けて、沈砂池のところの排水の部分なんですが、沈砂地については、大雨が降った時に、沈砂地内の水や土砂汲むようにしてまして、それとある程度は沈砂池が浸透して、水がなくなっていくだろうということですので、あまり長期間滞水するような環境ではないのではないかというふうに推察をしております。ただ、長期間滞水するようであれば、モニタリングも実施しようかと考えております。事業区域の取り方については、極端に大きくすることはなく、風車の配置等も検討しながら、決めているものですので、意図的に広くするってことはございません。ただ今回ご指摘の通りですね、改変率っていうだけではなく、改変される微環境なども含めて、影響っていうのを考察するように今後検討していきたいと思います。以上になります。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。これは沈砂地に絡むので、関連して、私の方から質問なんですが、38ページ、39ページで確か水質濁度の話で、39ページのこの変電所予定地のところにある沈砂池と、38ページその一つ手前ですね。これ、新設される橋梁のすぐ上にあるB2というところの沈砂池からの排出が、ちょっと水質的っていうか、濁りで問題だという調査結果だったように思うんですが、要はこの沢筋に全部集まるわけですし、例えば、B2のところで直接沢に出すのに、沢に影響が出ちゃうことになったんでしょうけど、ずっと道路縦断勾配で変電所に向かって下っていくわけですよね。作られる道路側溝で流しちゃって、例えばA19の沈砂池をもうちょっと大きくして、そこからゆったり流すとか、もう一工夫すると随分影響が小さくなるような気もしたんですけど。特にB2のところで直接もうそこから谷に水出しちゃうことの方が、影響大きいような気がするんですが、いかがですかね。

【参考人】

ありがとうございます。ここの部分,担当の設計会社さんにお伝えして,影響が小さくなるように検討するように指示いたします。評価書に反映するようにいたします。

【平野会長】

ぜひ、設計も評価書もご検討いただければと。変電所のところの水質の計算が何か周辺の法面まで全部含めていたり、そこまでしなくていいのにという気がしましましたので、その辺は詳細見ていただければと思います。はい。すみません、永幡先生大変長らくお待たせいたしました。どうぞ。

【永幡委員】

はい。永幡です。騒音のところのお話がメインで、四つあるので、一つずつ切っていきたいと思うんですが、まず一つ道路の調査地点を変えてくださったのはとてもありがたいことで、一番うるさそうなところをちゃんと選んでくださってありがとうございました。そのあたりの話に関連するところだと一つ気になっているのが、454ページ、工事用資材等の搬出入に伴うあたりの話なんですけれども。ここで低減策として、乗り合いの促進をして静かにしますよって書いてあるんですけれども、乗り合いをしたことを想定して車の増分って計算してるもんじゃないんですか。

【参考人】

はい、回答します。はい、おっしゃる通りですね。乗り合いの促進というのは、想定した台数 を利用者から証言として受けてると認識して、その内容で計算をしています。

【永幡委員】

だとすると、これは低減策ではなくても、そもそもの予測結果の方になっちゃいませんかね。 だから、低減策と書いてしまうと、むしろその乗り合いがうまくできなかった時に増えたことが 増加に繋がるわけで、よろしくない、ということが起きてしまうわけですよね、きっと。

【平野会長】

低減策を踏まえると、これぐらいの音になります、という二段構えで書かれるのが一番分かり やすいんじゃないかと思いますけどね。こういう結果になりました。乗り合い等々の低減策を考 えます、乗り合いをやるとここまで騒音レベル下がりますっていうような。大型車の騒音なんて、 うんと大きいんで、ネグリジブルスモールになるような気もしますけどね。

【永幡委員】

非常に小さいですけれども、表現として何かすごくおかしなことにならないか気になっているので、やはりこの手の文章ではちゃんと書いてくれた方がいいなと思うので、これは指摘です。

【平野会長】

永幡先生すみません,ちょっと山本先生が4時半に退出っていうことだったので,山本先生から御意見があったら,先にさせてください,すみません。山本先生,もしご意見ございましたら指摘をいただければと思います。

【山本委員】

前の案件でもありましたけれども、最近風車の影の図面が出てきていなかったりするんですけ

れど、その辺、気にされる方もいらっしゃると思うので、検証した結果を載せていただいた方がよろしいんじゃないかと。

【平野会長】

先ほど風車の地図ございましたよね。影の。

【参考人】

風車の影の予測した結果が準備書の572ページから577ページに渡って対応しております。

【平野会長】

日本には基準がないので、ヨーロッパで用いられている基準を使うと、アウトになったので、 非公開版のフォトモンタージュで若干、木の陰全体的に風車のローターが見えているわけではな くて、半分程度しか見えていないので、全面的にその影響が出ているわけではないというお話だ ったかと思います。

【山本委員】

はい。分かりました。すみません。ありがとうございます。

【平野会長】

この話に関連して申し上げますけど。それでもちょっと気になりますよね。見え方はそんなに大きくないのに風車の影の大きさがどれぐらいで落ちるのかとか、ここはですね、特に、この家の方にきちんとお話をいただいてですね、特に屋外で作業されることが多いようなケースですと、本当に影がぶんぶん動いてるのってものすごい不愉快なので、ぜひ丁寧な対応と、場合によっては一番見切りになるような場所に何か植林でもしてですね、高木になっても、完全に陰に隠れるようにするとかですね。そういう軽減措置まで考えていただけたらなと思う。そういうフォトモンタージュでした。いかがでしょう。はい。

【参考人】

ご意見ありがとうございます。おっしゃる通り、我々もすごくそこに気になってですね。閾値を二分においているものの、やっぱりその住まいにかかってしまう感じじゃないかなっていうところをちょっと気になって、そこは真摯に本当に対応してまいります。

【平野会長】

ぜひそこは、丁寧に引き続きの対応をお願いしたいと思います。

【参考人】

はい,丁寧に対応して参ります。ありがとうございます。山本先生ありがとうございました。 永幡先生も,何度も話の腰を折って申し訳ございません。2点目以降よろしくお願いします。 はい。

【永幡委員】

2点目というか、まだ1点目の続きです。同じページの、全部で4ページ分指摘があるんですけども。454ページのところの続きで、日本語としてよくないなっていうのが、周辺道路の交通量を勘案し、可能な限りピーク時を避けるように調整するっていうのが、何のピーク時を避けるのかがはっきりしない。恐らく、搬入とかの車の方ですよね、通勤とかではないというのは、文

脈から考えたら多分そうなんだろうと思うんだけども、他のとこは通勤とか全部ちゃんと書いてあるのにここだけ書いてないので、これはすごく文書として気持ち悪いので何とかしてくださいっていうので、1点。それからあともう1ヶ所このページで、気になってるのが、住宅付近を走行するときは低速走行するってことになっていて、低速走行したらもちろん騒音レベルは下がるんですけども、おそらく制限速度、規制速度で計算してるんですよね。

【参考人】

1つ回答させていただきます。計算条件としては、保全措置に書いている住宅前では低速走行するっていうのを反映して、計算上は時速 25km です。

【永幡委員】

なるほど。はい、分かりました。僕が読み飛ばしたみたいですね。それだったらここは結構です。もう1ヶ所あります。454ページのところで、これは7デシベルなんですよね。結局、増分が7デシベルっていうのは、かなり大きな量です。そのことは少なくとも住民に対しては話するときには正直にちゃんと書いたほうがいいと思うので、7デシベルっていうはかなり大きいものだけど、できる範囲のことは全部してるんですよっていう言い方で、伝えないとまずい値じゃないかと思います。468ページでも、13 デシベル大きくなっちゃっているとこがあって、これは聴感的には倍以上ですよ。10 デシベルで倍ですから。なので、ここかなりすごいことだと思うんですね。実行可能な範囲で低減が図られているって言い切られてしまうと、住民にとってはたまったもんじゃないと思います。何か対応ができるようなものであるんだったら、もちろん対応は考えるべきだと思いますし、これに関してはちゃんと正直に伝えるべきだし、Aの基準を満たしているって話で書いてあるんだけれども、そもそもとっても静かなとこで、AA 地域の基準でも十分満たしたとこなんですよね。それを考えると、この13 デシベルっていうのは、住民の目線から見たらとても大きな環境影響です。工事中は、そのことはちゃんとやっぱり伝えるべきだと思います。

【平野会長】

そこはぜひお願いしますね。特に計算条件なんかもきちんと示していただいて、先ほどの例えば全ての工事関係車両に時速 25km で走りなさいと言って本当に統括できる建設会社を僕は知らないです。実際にはもっと大きい音が出たりもするわけですよね。しかも、元々すごく静寂な場所で皆さんお暮らしになっていて、遠くの鳥の声まで聞こえるような場所で暮らしているわけですよね。そこに一時的とはいっても、結構期間が長いですよね。これだけの風車を設置されるのに。結構長い期間、今までに経験したことなかったような重車両の騒音に晒されるわけでございますので、そういう状況になってからですね、クレームが来るのを待つのではなく、最初にきちんと頭下げていただいてですね、相当騒音が大きくなる期間は、大変申し訳ないけど我慢してくれという話を事前にしておくことの方がコミュニケーションとして正しいと思いますので、ぜひご配慮ください。低減措置ってこれほぼ無理だと思うので、止む無く発生しちゃうと思うので、こんなことのために防音壁を充てるのはナンセンスだと思いますし。

【永幡委員】

同じく思います。

【平野会長】

よろしいですかこの件、参考人の方々、はい。

【参考人】

はい。ご指摘ありがとうございます。おっしゃる通りですね。工事中の影響についてはやはり増加もございます。この点については、工事関係車両も建設機械の騒音もどちらも、影響を受けるような地区の住民の皆様にはすでに説明会も開催していて、この計算結果もすでに説明会の場でお示ししています。またこういった結果もございますので、保全措置もしっかりと講じていくといったところも、説明をさせていただいているところです。

【平野会長】

このアセスの報告書だと、すぐに重大な影響はない、重大な影響はないというふうに書いちゃっているじゃないですか。そのくせにやってたとすると、リスクコミュニケーションとしては大失敗の取っかかりになっちゃってるので、誰のせいにしても構わないので、アセスの人に怒られたとか言ってですね、「実は結構うるさくなるんです。すみません。」のように、「分かってください」、「堪忍してください」みたいな話をちゃんとしといたほうがいいと思います。数字だけ示されても分からないですからね、一般の市民は。

【参考人】

先生のおっしゃる通りだと思います。我々も工事はうるさいものでありますので、そこがもしちゃんと伝わってなかったら非常に危ない、先生のおっしゃる通り。後から揉めてしまうことになりますので。もう一度きちんと地元には工事中の影響の部分についてしっかり説明をする機会を設けまして、ご理解いただけるように努めて参ります。

【平野会長】

事前に丁寧に詫びておくことがとても大事だと思いますのでよろしくお願いします。引き続き 永幡先生どうぞ。

【永幡委員】

はい。次が487ページ。WHOの欧州ガイドラインで計算してもらったことで、やってくださ ったこと自体に関しては非常に感謝します。なんですけど、ここの書きぶりが、かなりまずいな と思って読みました。日本のものと計算の仕方が違うから,日本ではOKでも,こっちだとガイ ドラインの値を超えるってことは十分あり得る話だと思うんですね。それを正直にちゃんと書く べきだと思います。一応、書いてあるけど、緩くしか書いてないんですよね。勧告値は45デシ ベルを設定しているしか書いてなくて、下を見るとそれ超えてる値とか書いてあるみたいな感じ になっている。それより、ちゃんと超えてるってことをはっきり書くべきだと思います。ここで 一番大事なのは何で僕がそのWHOと、日本の指針と両方ちゃんと計算してくれって言ってるか っていうと、両方とも計算の仕方が違うから、違う結果が出るのは当然なんですよ。同じ結果で 違うレベルのとこで切るんだったら、両方やる意味ないですからね。違った結果が起こるから、 それでどうなるのかを両方で見ておいてくれっていう話です。そもそも、風車騒音に関する健康 影響ってよく分かってないんですよ、今のところ。それはWHO自体が言っているし、暫定値の 勧告値だっていう言い方をしています。日本の環境省でさえ、まだ健康影響についてはよく分か ってないってはっきり言っています。だから、日本はこれでやっています、WHOはこれでやっ ていますっていう話をしているので、そのことを両論併記した上で少なくとも日本ではOK、W HOの方はOK じゃない。どっちかよくわかんないけれども、まずそれを認めますと、その上で、 万が一、何かまずいことが起こっちゃったらどう対処するのかっていうことをしっかり書いてほ しい。ただ、日本の方はちゃんと指針値以下だから、多分大丈夫だと思うけど、という言い方ぐ らいまでするのは、OKだと思うんですけれども。そうやって書いて、判断してもらう、住民の

人に納得してもらうしかないと思うんですね。結局、風車問題でいろんなとこで反対を運動が起こるってのはよくわかんないから、それもあって、やめておこうって話になってしまうことが大きいと思うんです。それを、今後やっぱ避けていかないと風車を造れないですよね。エネルギー状況考えたら、一方で造んなきゃならないだろうけども。でも、だからといって人に被害が出ては困る。だからなるべく、被害が起こらないようにやっていく。そのためにガイドラインとか決められていくんですけども、でもよくわかんない中で作ってるから、えいやで決めてるので、どれで測るかによったら違った結果が出得る。その時にじゃあどうやってそのコミュニケーションを取るかってことを考えて欲しいんです。そのためにやってくれって言っているので、この今の文章だと全くそれに使えないので、そこをちゃんと考え直した上でやっていただきたいと思います。

【平野会長】

よろしくお願いします。

【参考人】

はい。ご指摘ありがとうございます。おっしゃっていただいた観点で、記載の方を見直していきたいと思います。ありがとうございます。

【永幡委員】

あと、最後は1018ページ。キャンプ場の「人と自然との触れ合いの活動の場」のところの音の話なんですけれども。キャンプ場というのは、住宅に比べて遮音性能は高くないです。だから、ここの文章の中で、「環境1」においての、もし指針値を下回っていて、さらに距離が離れているから、小さくなっているっていうだけでは、根拠としては弱いと思います。住宅ではない。住宅より、結局そのキャンプの中で泊っている、その環境でも十分静かですよっていう、屋内での値で評価しないといけないので。なので、ここの記述はまずいので、これは検討し直してください。以上です。

【参考人】

はい、分かりました。ありがとうございます。この記載については、おっしゃっていただいた 観点で見直しかけたいと思います。ありがとうございます。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。では由井先生お待たせしました。

【由井委員】

はい。ページ番号を言いますけど、皆さんめくらなくても結構で、記録に残せばいいので。ページ 209 を見ますと大半が国有林の保安林になっているんですけども、風車のヤードを緑化すると思いますけれども、イヌワシがね、5回ほど出ております。近傍に営巣地はないですけども、飛んでいることは確かなので、ヤードを緑化すると、餌動物が寄ってきてそれをイヌワシ等の猛禽類が採りに来るという構図があって、逆に当たってしまうので、平坦地形の岩戸についてはいつも申し上げますけど、砂利敷きチップ敷きにして草が生えないようにして欲しいと。コウモリなんかも寄ってきちゃいます。それで東北森林管理局の担当者には、そういうふうに指導してくださいってもう言ってありますので、多分ヤードは砂利敷きチップ敷きで大丈夫と思いますので、そのように進めてください。それから、ページ 585 にですね。コウモリのLEDライト調査をやっていただいたんですけれども、5 分休んで、5 本点灯して、5 本休んでということは、ページ

584 にありますが、3 日やって、全部で5 本 \times 3 分の 15 分、トータルで 15 分しか見てないってことでいいんですか。もっとたくさんやったんでしょうか。

【平野会長】

お答えいただければ。そのまま 585 ページですか。

【由井委員】

585 ページの一番下から、5 行目といいますかね、5 分無点灯・点灯・点灯と、15 分間のうち 5 分照射して、1 ヶ所終わりで、それを 3 日やるから合計 15 分間しかやっていないということでしょうか、もっとたくさんやったのか。

【平野会長】

不思議ですね,これ。

【参考人】

もう一度確認して、間違いがあれば修正させていただきたいと思います。

【平野会長】

ライトチェックなのに最初から無点灯が書いてあるからちょっと気持ち悪いですよね。

【由井委員】

いずれ短すぎるので、だから、結果 0 匹なんですよね。確認がゼロなんですよね。だからそこは意味のない調査だったので、今後は、もっとしっかり夜中 3 時間ぐらいはやるようにして欲しいと思います。

【平野会長】

これは評価書に向けてちゃんと追加調査していただいた方がいいんじゃないですか。大丈夫ですか。

【由井委員】

そう。ちょっと怖いですね。これだけだとですね。ブナ林の近くにも風車が建ちます。それでブナ林のところに、結果にありますけども、1万回ぐらい記録されてるので、それを考えるとですね、防除対策、衝突防止対策も含めてですね、もうちょっと、しっかりやった方がいいと思います。いずれコウモリグループからたくさん質問が来ると思いますけどもね。もし間に合えばまだ時期的には間に合います。特に、ずっとやれっていうんじゃなくて、8月から9月の幼獣が出てくる時期に最もたくさん当たりますので、その時期にやっていただければいいので。できれば追加していただかないと、これだけだったらほとんど意味がないんで、書く必要もないぐらいだと思います。例えば610ページに、どういう風速の時にどのぐらい飛ぶかという、飛翔結果、回数図が載っております。コウモリに関する記述でもですね、764ページの記述にもカットイン風速より上、強い風のときでも50%ぐらい飛んでるという、よく当たるコウモリ類について、高さ50メートルの結果ではそうなってますので、最後の締めくくりの結論は、不確実性があるので、事後にコウモリと鳥の死骸調査を1週間に1回ずつやると、それは頻度がかなり高くていいんです。ただし事後に調査して、バットストライクが多い時に、じゃあどうするのか。まさか止めるんじゃないと思うんですが、結局こういう場合、通常はカットイン風速を上げるか、或いはフェザリングといって空回りしないように羽を水平にしちゃうという方法なんです。結局この中

に書いてないんですが、事後調査して対応するというふうに読めますが、それじゃ遅いので、いつも言いますけども、カットイン風速を上げたり、フェザリングをすることをですね、遠隔操作でやる必要があります。従って、遠隔操作で動かせる機種を導入するべきだと思います。以前、風車の関係者に聞きましたら、例えばドイツのエネルコンという日本で最も輸入してる風車でもですね、ドイツの本社から日本に電波を飛ばしてカットイン風速を変えられるという、遠隔操作できるっていうんですよ。もうそのぐらいの世の中になってるわけだから、最初から遠隔操作でカットイン風速の変更とフェザリングができる機種をぜひ導入して欲しいと思います。現状でここで導入する機種はどこの会社って、これは言えないのかもしれないけど。そういう機能が備わっていますか。

【平野会長】

いかがでしょうね。別に会社はどうでも良いので、カットイン風速を遠隔でコントロールできる、容易くバットストライク対策ができる機種の導入をご検討かどうかのお答えをお願いします。

【参考人】

はい。ご指摘ありがとうございます。エネルコン社を現在設定してるわけではないのですが、 エネルコン社と同様の機能ではございませんが、各社ともですね、コウモリに対するカットイン 風速を制御する機能はオプションとして備えていることを我々は把握してございますので、先生 のご指摘も踏まえまして、風車選定に生かしていたというふうに思います。以上でございます。

【由井委員】

どうもありがとうございました。それはよかったです。

【平野会長】

その後,導入の是非を社内で議論する上でも,元々のコウモリの調査がちゃんとしていて,いっぱい飛んでるから,カットイン風速コントロールできないとまずいね,みたいな話に組みあがるように,再調査なさった方がやっぱりいいと思います,はい。

【由井委員】

はい。お願いします。次は632ページですが、縄張記図法で小鳥の密度調査を大々的にやって いただきました。こうした例はあまりこれまでなくて、先進的だと思いますけども。ただし、ペ ージ 1070 の生態系の事後調査を見ると、縄張記図法の事後調査はやらないと。要は書いてない んですよね。ここでポイントはですね。ページ 969 ページに, 糞トラップですね, ディザートラ ップで、小鳥のえさになる幼虫の糞量の調査を、多分これも日本で初めてアセスでやってもらっ てるんだと思いますけども。ただ、周りにたくさん糞量があるので影響はないとなっています。 そのことは、必ずしも誤りではないんですが、この縄張記図法と糞量を調査する一番のポイント は、生態系において調査するポイントはですね、風車が建つとその周りのおよそ 250 メートルぐ らいは、鳥が減少するというのが欧米と国内でも報告されています。小鳥が騒音等を嫌って逃げ ちゃうわけですよね。猛禽類だと 500 メートルで逃げますけども。それも論文出てます。そうし ますと、鳥がいなくなると、幼虫、昆虫幼虫が捕食されないから増えるわけです。増えると、葉 っぱが食われて、木の成長も落ちたり、例えば木が枯れます。そうすると、半径 250 メートルと いうと28ヘクタールぐらいになりますかね、相当広い範囲は、枯れてしまうと、その影響が CO₂削減の影響がマイナスになりますから、その影響が大きいので、それをチェックするために 糞量と縄張記図法をやってるということもあるので。とりあえずは事後調査で同じポイントで縄 張記図法を必ずやっていただいて、影響があったかないかを調べて欲しいし、もし鳥ががくんと

事後に減っていたら、今度は虫が増えますから、その次に、糞量、或いは枯損量のですね、調査を事故調査でやると。そうしないと生態系の影響の調査が完結しませんので、そういうストーリーでぜひ進めて欲しいと思います。いかがでしょうか。

【参考人】

由井先生,ご指摘ありがとうございます。今,先生からご指摘ありました,小鳥がですね,忌避してしまうような範囲ですとか,猛禽類に関しての忌避してしまうような範囲ですとか,そういったものも考慮しまして,今後,事故調査について検討させていただいて,生態系については正確に把握できるように調査の方を検討したいと思います。よろしくお願いいたします。

【由井委員】

はい、よろしくお願いします。以上です。どうもありがとうございました。

【平野会長】

はい、ありがとうございます。やっぱり事前調査と事後調査、同じものをやっていただくのが一番比較しやすいですよね。そうして御社が建てた風力発電事業がどれぐらい影響を与えたのか、正確に把握するためにやっぱり同じ調査が必要だと思いますし、このアセスで初めてという由井先生の話でしたが、生態系をきちんと見る調査をなさるという非常に素晴らしいことだと思いますので、そういう観点からもぜひ事後調査もやっていただけたらと思います。はい、石井先生お待たせしました。

【石井委員】

放射線のことなんですけど、ご苦労さまでした。やはりリター層も、土壌も結構高い。1032 ページですね。土に関しては968 とか700 幾つとかって、結構1,000 に近い値のものがある。このくらいのサンプルでこれだけ出ていると、この辺結構汚染されてるなっていう感じだと思います。それでリター層も注意しなくちゃいけないことがあって、その対応ですね。その次のページからいろいろ書いてあって、これでいいと思ってるんですけど、一つだけですね、事業者の方のためにもいいんじゃないかと思うんですけど。工事をやって、その工事をやる時に、そこの土を動かしたりいろんなことをすることはあると思うんです。そこの場所の比放射能を、ちゃんと今回みたいに測っておいて、それをどこに持って行ったとかですね、そういった記録をしておくのが、放射線管理の基本なんで。そういったここにはどれだけあった、そしてこれをどこに持って行った、どうやって収まっているっていう記録をちゃんとしておくと、後で植物をそこで採取なんかした時、そういったことに全部、対応できますので。それをぜひ、後ろの方の対応策の方に、放射線の測定の記録を工事中に動かしたり、はぐったりするところの測定っていうのは必ずやっていくというのを付け加えておいていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【参考人】

ご指摘ありがとうございます。おっしゃっていただいた工事中の放射線の記録ですね。まずこちらは、この事業で工事する会社にも、確認の上、そのような記載もできるように検討したいと思います。ありがとうございます。

【平野会長】

ちなみに伐開木とかは、これぐらいだったら大丈夫ですか。石井先生。

【石井委員】

木に関しては、大丈夫です。ただ、下手に燃やさないほうがいいですね。

【平野会長】

なるほど。ということでこれぐらいであれば土壌は注意だけれども。

【石井委員】

土壌とリター層は注意です。木は切ってそのままをほったらかしても、何かに使ってもいいと 思います。

【平野会長】

はい、分かりました。ありがとうございます。他いかがでございましょう。野口先生どうぞ。

【野口委員】

植物に関して2点ほどのコメントさせていただきます。まず、26ページになります。緑化面積が約10~クタールに上るということで書いてあったかと思います。もしかして先ほどの由井先生のご指摘で少し変動があるかもしれないですけれども、それなりの面積があるかと思います。この事業地は自然公園等の厳しい外来種対策が求められる場所ではないですけれど、準備書に書いていらっしゃる通り、表土の活用等もご検討いただき、吹き付けされる場合については、335ページの専門家意見でも、アドバイスいただいてたようですけれども、環境省の生態系被害防止外来種リスト等をご参照いただいて、外来種の侵入が起こりにくいような種(しゅ)の選定と管理方法の選定をしていただきたいというふうに思います。もう1点は、309ページの方に方法書段階の指摘事項の方と返事が書いてあったかと思います。事業の南側の事業区域の方、南西の事業区域の方を無くされたということで、サワグルミの件は解消されたと思いますし、指摘事項ロの方のところの間接的な影響については、希少種の議論で1点確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。参考人の方いかがでしょう。要は法面の緑化が入っておりまして、これで見ると多分黄色いところは先ほど由井先生のご指摘で砂利なり、チップ舗装になるかと思いますが図面上。緑のところは当然ながら法面の安定のために、早めに種子吹き付け等で緑化が施されると、その種子について外来種を入れないようにというご指導でございますが、いかがでございましょう。ぜひこれはやっていただきたいと思うんですが、非常に日本独自の自然が豊かなところでございますので。

【参考人】

まず、先ほど由井先生のご質問の回答について、ヤードに関しましては今、砂利敷きで検討を しておりまして、緑化対策については国内種を使うようにということを、工事業者さんとは協議 をしている最中ですので、環境に配慮したような形の種子吹き付けで検討を進めております。

【野口委員】

あと 335 ページの専門家の方のご意見にもあったように、在来種の外来採取種子であったりとか、在来種の国内で全然違うところの種子とかっていうパターンがあったりするらしく、それもまた交雑してしまうので問題だっていうこともありまして、私も緑化とかは専門でないので、ここで何がベストっていうアドバイスは申し上げられないんですけれども、緑化関係のいろいろ情報が出てるかと思いますので調べていただいて、ベストな方法、ベターな方法を選択していただ

けたらと思います。

【平野会長】

はい。ぜひよろしくお願いします。本当に自然豊かな宮城県にとってすごくいい森だと思っておりますので。よろしいですか,希少種の生息場所の特定に繋がらない案件につきましてはこれぐらいで終わりにしたいと思いますが,よろしいですかね。それでは,大変申しわけございませんが,これからしばらく希少種の関連の議論をさせていただきたいと思いますので,傍聴人の方暫時,退席をいただけたらと思います。申し訳ございません。事務局は傍聴の方の退席が済みましたらお声がけください。

· · · 非公開審議 · ·

【平野会長】

これで質疑を終わりにしたいと思います。参考人の皆様、長い時間丁寧な対応ありがとうございます。宿題出してしまいましたけれども次回に向けてまたよろしくお願いしたいと思います。

<参考人退席>

【平野会長】

それでは最後に「その他」でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】

事務局から連絡がございます。

1点目ですが、一昨日、知事に対する要望書を受けました。新聞、テレビ等でも報道されてお りますが、加美町の未来を守る会から要望書、1,572筆の署名を以て要望書をいただきました。 中身としては宮城県北部での大規模な風力発電事業の白紙撤回を要望しますとの内容でございま す。宮城県北部というのは6つ列挙されておりまして「JRE宮城加美町ウィンドファーム」, 「(仮称)宮城山形北部風力発電事業」,「(仮称)大崎鳥屋山風力発電事業」,「(仮称)宮 城西部風力発電事業」、「(仮称)ウィンドファーム八森山」、「(仮称)宮城山形北部Ⅱ風力 発電事業」。この6つに関して、宮城県に対して白紙撤回との要望でございます。中身としては 自然豊かな山や森が大規模に開発されるにも関わらず、住民の理解を得ようとしないまま事業を 進めていることに憤りを感じていると。負の遺産を残さないために、事業者が実施するこの事業 を宮城県において白紙撤回をお願いしますというお話しでございました。県から要望の趣旨は理 解しましたけれども、環境影響評価制度については事業の可否を問うものではなく、環境の保全 の観点からよりよい事業計画を作り上げていくための環境影響について調査、予測及び評価を行 い、様々な意見を踏まえて作り上げていくという手続きであることをお話させていただきまし た。県としては環境の保全の見地から経済産業大臣に対して、意見を述べるという話をさせてい ただきました。こういったかたちで要望がありましたので、この審査会の皆様にもお伝えいたし ます。

2点目でございますが、本日審査賜りました【審査事項(1)(仮称)七ヶ宿陸上風力発電事業 計画段階環境配慮書】、【審査事項(2)(仮称)稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価準備書】につきまして、追加の御指摘等ございましたら、メールにより事務局宛てご連絡願います。期限が短く、恐縮ですが5月23日月曜日正午までに追加の御指摘等をご送付いただきますようにお願いいたします。

3点目でございますが、第2回審査会の開催日時については、6月2日木曜日午後2時より開

催を予定しております。御忙しいところ大変恐れ入りますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【平野会長】

ただ今の事務局からの連絡について、何か御質問ございますでしょうか。

要望書としては、環境影響評価技術審査会としては許認可権を持っているわけではありませんが、県の行政の総体としては必ずしもそうではないわけですよね。県全体としてお考えいただきたいと思います。

それでは、これで本日の議事の一切を終了することとし、以上をもって議長としての役目は終 らせていただきます。

【事務局】

平野会長, ありがとうございました。

委員の皆様、お忙しいところ、審査賜り、誠にありがとうございました。

それでは、以上で環境影響評価技術審査会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。